

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿



2

日医発第1628号 (介護)
令和8年1月8日

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について

今般、厚生労働省より「令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業」について、別添のとおり、実施要綱が作成されましたので、お知らせいたします。

介護サービスを円滑に継続するための対応として、介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助することや災害備蓄等への対応として、介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助することが示されています。

また、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援や介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な事務経費について支援が行われることです。

対象経費や助成額等の詳細は別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について(令和7年12月22日 老発1222第2号 厚生労働省老健局長通知)
- 第130回社会保障審議会介護保険部会 参考資料3 一部抜粋

老発1222第2号
令和7年12月22日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について

標記については、今般、別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び別紙3「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱」を定め、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添1のとおり。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用（※1）の一部を補助する事業。

（例）

※1 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッчи、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

- 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所
 - ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費
 - エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

（2） 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（※2）の一部を補助する事業。

（例）

- ※2 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 - ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
 - イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
 - ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
 - エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
 - オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

4 経費負担

- （1）本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 3/4、都道府県 1/4）を行うものとする。
- （2）介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

（1）助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする介護事業所等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

- ② 複数の介護事業所等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護事業所等について、一括して申請することができる。
- (2) 都道府県の事務
 - 都道府県知事は、事業者からの申請に基づき、助成の対象となる介護事業所等であるかの確認を行い、助成額を決定する。
- (3) その他
 - 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課と協議の上、決定する。

令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となつているとともに、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となつてゐる。昨今の物価上昇などを受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添2のとおり。

4 経費負担

- (1) 本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国10/10）を行うものとする。
- (2) 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

(1) 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする介護施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。
- ② 複数の介護施設等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護施設等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、介護施設等からの申請に基づき、助成の対象となる介護施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局高齢者支援課と協議の上、決定する。

(別紙3)

令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱

1 目的

国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するため、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととしている。

本事業では、都道府県が、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続することができるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する支援を行うために必要な経費を補助することにより、介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の円滑な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な事務経費について支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添3のとおり。

4 経費負担

本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び高齢者支援課と協議の上、決定する。

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価 (単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象事業所・施設 事業所・施設等の種別 (※1)		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
1	集合住宅併設型 (同一建物減算の算定がある事業所)		200 /事業所
2	訪問介護事業所 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下		300 /事業所
3	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下		400 /事業所
4	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上		500 /事業所
5	訪問入浴介護事業所		200 /事業所
6	訪問看護事業所		200 /事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200 /事業所
8	1月あたり延べ利用者数300人以下		200 /事業所
9	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下		300 /事業所
10	1月あたり延べ利用者数601人以上		400 /事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200 /事業所
12	特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
13	福祉用具貸与事業所		200 /事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200 /事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200 /事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200 /事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200 /事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200 /事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200 /事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200 /事業所
22	居宅介護支援事業所		200 /事業所
23	介護老人福祉施設	6 /定員	
24	介護老人保健施設	6 /定員	
25	介護医療院	6 /定員	
26	地域密着型介護老人福祉施設	6 /定員	
27	短期入所生活介護事業所	6 /定員	
28	養護老人ホーム	6 /定員	
29	軽費老人ホーム	6 /定員	
対象経費の例 (※2)		<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッヂ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易淨水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>	
助成額		<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。</p> <p>・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p>	

※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

各介護予防サービスは助成対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 対象経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。

別添2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

事業所・施設等の種別（※1）	助成対象事業所・施設	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等	
1 介護老人福祉施設		18	/定員
2 介護老人保健施設		18	/定員
3 介護医療院		18	/定員
4 地域密着型介護老人福祉施設		18	/定員
5 短期入所生活介護		18	/定員
6 養護老人ホーム		18	/定員
7 軽費老人ホーム		18	/定員
対象経費	食材料費等		
助成額	・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設当たり1回まで助成することができる。		

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

別添3 介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）

基準額（単位：千円、1都道府県当たり）	
	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援実施事業
	厚生労働大臣が認める額
対象経費	別紙1の3（1）及び（2）並びに別紙2の3の事業実施を行うために要する経費 ＊他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。
助成額	算定方法は以下のとおりとする。 ・基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【〇介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

施策名：イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護用品や備蓄物資、ポートブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 實施主体

都道府県

(2) 補助上限額

■ 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く)：1事業所あたり20万円

■ 訪問介護、通所介護事業所：

規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

■ 設施系(特養、老健、介護医療院等)：定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3) 補助率

国:3/4、都道府県:1/4 (都道府県事務費(は)国:10/10)

(4) 補助対象

介護事業所・施設

(5) 補助対象経費(例)

【介護サービスを円滑に継続するための対応】

- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
- イ. ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
- ウ. 業務用スポットエアコン、サーチューレーター、断熱カーテン など

【大規模災害等への備え】

- 平时のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
- ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
- イ. ポータブル発電機、ポートブル電源・蓄電池
- ウ. 衛生用品、医療用品
- エ. 簡易浄水器、暖房機、簡易トイレ
- オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

	I	II	III
1	1	2	3
2	3	1	2
3	4	5	1
4	5	6	2
5	6	7	3
6	7	8	4
7	8	9	5
8	9	10	6
9	10	11	7
10	11	12	8
11	12	13	9
12	13	14	10
13	14	15	11
14	15	16	12
15	16	17	13
16	17	18	14
17	18	19	15
18	19	20	16
19	20	21	17
20	21	22	18
21	22	23	19
22	23	24	20
23	24	25	21
24	25	26	22
25	26	27	23
26	27	28	24
27	28	29	25
28	29	30	26
29	30	31	27
30	31	32	28
31	32	33	29
32	33	34	30
33	34	35	31
34	35	36	32
35	36	37	33
36	37	38	34
37	38	39	35
38	39	40	36
39	40	41	37
40	41	42	38
41	42	43	39
42	43	44	40
43	44	45	41
44	45	46	42
45	46	47	43
46	47	48	44
47	48	49	45
48	49	50	46
49	50	51	47
50	51	52	48
51	52	53	49
52	53	54	50
53	54	55	51
54	55	56	52
55	56	57	53
56	57	58	54
57	58	59	55
58	59	60	56
59	60	61	57
60	61	62	58
61	62	63	59
62	63	64	60
63	64	65	61
64	65	66	62
65	66	67	63
66	67	68	64
67	68	69	65
68	69	70	66
69	70	71	67
70	71	72	68
71	72	73	69
72	73	74	70
73	74	75	71
74	75	76	72
75	76	77	73
76	77	78	74
77	78	79	75
78	79	80	76
79	80	81	77
80	81	82	78
81	82	83	79
82	83	84	80
83	84	85	81
84	85	86	82
85	86	87	83
86	87	88	84
87	88	89	85
88	89	90	86
89	90	91	87
90	91	92	88
91	92	93	89
92	93	94	90
93	94	95	91
94	95	96	92
95	96	97	93
96	97	98	94
97	98	99	95
98	99	100	96
99	100	101	97
100	101	102	98
101	102	103	99
102	103	104	100
103	104	105	101
104	105	106	102
105	106	107	103
106	107	108	104
107	108	109	105
108	109	110	106
109	110	111	107
110	111	112	108
111	112	113	109
112	113	114	110
113	114	115	111
114	115	116	112
115	116	117	113
116	117	118	114
117	118	119	115
118	119	120	116
119	120	121	117
120	121	122	118
121	122	123	119
122	123	124	120
123	124	125	121
124	125	126	122
125	126	127	123
126	127	128	124
127	128	129	125
128	129	130	126
129	130	131	127
130	131	132	128
131	132	133	129
132	133	134	130
133	134	135	131
134	135	136	132
135	136	137	133
136	137	138	134
137	138	139	135
138	139	140	136
139	140	141	137
140	141	142	138
141	142	143	139
142	143	144	140
143	144	145	141
144	145	146	142
145	146	147	143
146	147	148	144
147	148	149	145
148	149	150	146
149	150	151	147
150	151	152	148
151	152	153	149
152	153	154	150
153	154	155	151
154	155	156	152
155	156	157	153
156	157	158	154
157	158	159	155
158	159	160	156
159	160	161	157
160	161	162	158
161	162	163	159
162	163	164	160
163	164	165	161
164	165	166	162
165	166	167	163
166	167	168	164
167	168	169	165
168	169	170	166
169	170	171	167
170	171	172	168
171	172	173	169
172	173	174	170
173	174	175	171
174	175	176	172
175	176	177	173
176	177	178	174
177	178	179	175
178	179	180	176
179	180	181	177
180	181	182	178
181	182	183	179
182	183	184	180
183	184	185	181
184	185	186	182
185	186	187	183
186	187	188	184
187	188	189	185
188	189	190	186
189	190	191	187
190	191	192	188
191	192	193	189
192	193	194	190
193	194	195	191
194	195	196	192
195	196	197	193
196	197	198	194
197	198	199	195
198	199	200	196
199	200	201	197
200	201	202	198
201	202	203	199
202	203	204	200
203	204	205	201
204	205	206	202
205	206	207	203
206	207	208	204
207	208	209	205
208	209	210	206
209	210	211	207
210	211	212	208
211	212	213	209
212	213	214	210
213	214	215	211
214	215	216	212
215	216	217	213
216	217	218	214
217	218	219	215
218	219	220	216
219	220	221	217
220	221	222	218
221	222	223	219
222	223	224	220
223	224	225	221
224	225	226	222
225	226	227	223
226	227	228	224
227	228	229	225
228	229	230	226
229	230	231	227
230	231	232	228
231	232	233	229
232	233	234	230
233	234	235	231
234	235	236	232
235	236	237	233
236	237	238	234
237	238	239	235
238	239	240	236
239	240	241	237
240	241	242	238
241	242	243	239
242	243	244	240
243	244	245	241
244	245	246	242
245	246	247	243
246	247	248	244
247	248	249	245
248	249	250	246
249	250	251	247
250	251	252	248
251	252	253	249
252	253	254	250
253	254	255	251
254	255	256	252
255	256	257	253
256	257	258	254
257	258	259	255
258	259	260	256
259	260	261	257
260	261	262	258
261	262	263	259
262	263	264	260
263	264	265	261
264	265	266	262
265	266	267	263
266	267	268	264
267	268	269	265
268	269	270	266
269	270	271	267
270	271	272	268
271	272	273	269
272	273	274	270
273	274	275	271
274	275	276	272
275	276	277	273
276	277	278	274
277	278	279	275
278	279	280	276
279	280	281	277
280	281	282	278
281	282	283	279
282	283	284	280
283	284	285	281
284	285	286	282
285	286	287	283
286	287	288	284
287	288	289	285
288	289	290	286
289	290	291	287
290	291	292	288
291	292	293	289
292	293	294	290
293	294	295	291
294	295	296	292
295	296	297	293
296	297	298	294
297	298	299	295
298	299	300	296
299	300	301	297
300	301	302	298
301	302	303	299
302	303	304	300
303	304</td		